

令和5年度山形県よろず支援拠点コーディネーターサポーター（経営企画）
公募要領

公益財団法人山形県企業振興公社では、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（山形県よろず支援拠点事業）・成長志向企業伴走支援事業の実施にあたり、県内中小企業、小規模事業者等を支援するコーディネーターサポーター（経営企画）を以下のとおり募集します。

コミュニケーション能力に優れ、親身に熱意を持って中小企業等の支援に取り組んでくださる方のお申し込みをお待ちしております。

1 職種

コーディネーターサポーター（経営企画）、募集人数1名

2 業務内容

よろず支援拠点チーフコーディネーターの統括のもと、コーディネーターのサポート業務など、次に掲げる中小企業・小規模事業者等への相談対応・支援業務を行う。

(1) 相談対応業務

①相談申込書の受付、相談内容の追加聴取

- ・メール、FAXでの相談申込書の受付
- ・適任のコーディネーターを選定するための具体的な経営課題のヒアリング（1次対応）

②相談窓口業務

- ・来所相談者・相談電話への対応

③過年度相談者のフォローアップ

(2) 相談者のチーム支援

担当コーディネーターと連携した相談者のサポート

(3) 経営に関する支援業務

売上拡大のための商談会等の企画立案、よろず支援拠点の支援が指定される補助金申請のアドバイス

(4) 支援機関との連携業務

商工団体、金融機関、業界団体等との連携した相談・支援のネットワーク拡大のための活動

(5) 前各号に掲げるほか、特に理事長が命ずること

3 応募資格等要件

(1) から (3) を満たすこと。

(1) 相談申込書に係る具体的な経営課題をヒアリングできる方

(2) 企画部門に在籍し事業の企画立案開催及び商工団体等との連携業務の実績がある方

(3) パソコン（Excel、Word、パワーポイント）、メールを活用して業務遂行が可能な方

4 契約条件等

- (1) 報酬（1日又は半日単位）
日額20,000円（消費税及び地方消費税別途加算）
※業務への従事が半日（4時間以上7時間45分未満）の場合は、日額の半額
- (2) 旅費・交通費
山形県企業振興公社の規程による
- (3) 契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務時間
8:30～17:15（休憩時間60分を含みます。）
- (5) 社会保険等
業務委託契約のため、社会保険、労働保険、通勤手当はありません。
- (6) 報酬等支払方法
原則として、毎月末締め、翌月支払い
- (7) 業務従事日
週平日2日
- (8) 業務場所
山形県よろず支援拠点
〒990-2473 山形市松栄1-3-8
山形県産業創造支援センター2階
- (9) 適格請求書（インボイス）関係
適格請求書発行事業者の登録を行っていただくようお願いします。

5 応募方法

- (1) 公募期間
令和5年2月22日（水）～令和5年3月3日（月）12時必着
- (2) 提出書類
 - ① コーディネーターサポーター応募申請書（様式1）
 - ② 履歴書（任意様式・最近3か月以内撮影写真貼付・PC作成可）
 - ③ 職務経歴書（任意様式・PC作成可）
 - ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式2）
- (3) 書類提出先
次の場所に持参又は郵送で提出してください。
山形県よろず支援拠点
〒990-2473 山形市松栄1-3-8
山形県産業創造支援センター2階
※提出された書類は返却いたしません。採択に至らなかったときは、当方の責任で廃棄いたします。
※封書あて名面に朱書きにて、「令和5年度山形県よろず支援拠点コーディネーターサポーター（経営企画）募集に係る応募申請書在中」と、ご記載ください。

●応募に当たっての注意事項

- ① 本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益（自らの本業への誘導）のために利用することは、厳禁です。本事業の終了後も同様とします。
- ② 次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由等を公表する場合があります（六に該当することにより取り消した場合を除く。）。
 - 一 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - 二 応募申請内容に虚偽があることが判明した場合

- 三 国、実施機関又は全国本部に虚偽の報告をしたことが判明した場合
- 四 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- 五 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- 六 心身に著しい障害があるため、コーディネーターサポーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
- 七 その他、本事業のコーディネーターサポーターとして不適格と認める場合

●次に該当する方は応募できません。

- ・成年被後見人及び被保佐人
- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

6 選考方法等

- (1) 書類審査 結果については令和5年3月8日(水)までにご連絡します。
- (2) 面接審査 令和5年3月上旬から中旬を予定しております。
- (3) 結果連絡 令和5年3月中旬頃通知します。

※可否の理由に関する問い合わせについては、応じかねますのでご了承ください。

7 その他

委託決定又は委託契約後も、本事業の目的や内容から逸脱した行為、応募書類に虚偽がある場合、社会的信用を失墜する行為などを行った場合は、委託契約を取り消す場合があります。

※今回の募集については、令和5年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(山形県よろず支援拠点事業)を当会社が受託し、また、事業に係る予算が、国会で可決・成立した場合に限ります。

【お問い合わせ】

山形県よろず支援拠点(担当:須貝)

〒990-2473 山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター2階

TEL:023-647-0708 FAX:023-643-2882